

— 生徒会会則 —

第1章 総 則

第1条 本会は川崎市立宮内中学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校生徒全員をもって構成する。

第3条 本会は生徒の自発的活動を通して堅実で明朗な学校生活をつくりあげ、進んで将来よき社会人となる為の民主的態度を学ぶことを目的とする。

第2章 役 員

第4条 本会に次の役員をおく。

生徒会会長1 副会長2 書記2 会計2

ただし、副会長・書記・会計は1、2年より1名ずつ選出。

第5条 生徒会会長は本会を代表し、生徒会が行う全活動の運営にあたる。

第6条 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第7条 本会役員は、生徒会が行う全活動の計画・立案などの運営にあたる。

第8条 本会役員はそれぞれ分担し、次の仕事を行う。

- (1) 生徒議会・生徒総会に議案を提出する。
- (2) 生徒会会計予算案・決算書の作成及び会計報告を行う。
- (3) 議事録を保管し、必要事項などを掲示板・印刷物をとおして、会員に伝達する。

第3章 組織及び機関

第9条 生徒総会は、本会の最高決定決議機関で必要に応じてこれを開く。通常は、生徒議会がその機能を代行する。

第10条 生徒総会は次の場合これを開くものとする。

- (1) 生徒会長がこれを必要と認めた場合。
- (2) 生徒議会の要求があった場合。

第11条 生徒議会は、生徒総会に次ぐ決議機関であり、本部役員、学級委員長、代議員、各専門委員長により構成し、月1回これを開くものとする。

第12条 専門委員会は次の7つとし、各仕事を分担し、かつ専門委員長通じて、生徒議会に活動の報告・提案をする。

- (1) 生活委員会
- (2) 保健委員会
- (3) 図書委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 放送委員会
- (6) 整美委員会
- (7) 体育委員会

第13条

- (1) 各学年では、学級委員を中心に学年学級委員会を組織する。
- (2) 学年は必要に応じて各委員を中心とした班・係組織をつくる。

第4章 役員・委員の任期及び選挙・改選

第14条

(1) 本会役員及び委員の任期は、11月から翌年の10月までの1年間とし、会員の直接選挙にて選ばれる。

選挙は10月に行うものとする。

(2) 全会員は、役員選挙権・被選挙権をもつ。ただし、被選挙権は、1・2年生とする。

(3) 選挙に関しては、選挙管理委員会を組織し、選挙管理委員会細則は別に定める。

第15条 正副専門委員長の任期は前期(4～10月)・後期(11月～3月)の各1期とする。

第16条 学級委員・各専門委員の任期は前期(4～10月)・後期(11月～3月)の各1期とする。

第5章 会 議

第17条 本会各機関の会議は、すべてその所属の会員2/3以上出席がなければ開けない。

第18条 議事は過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長が決定する。

第19条 会議はすべて公開とし、原則として顧問教師の出席を要する。

第6章 附 則

第20条 本会部活動、校外活動、校内活動については別に定める。

第21条 生徒会活動を通じ学校運営に係る事項は、すべて学校長の承認を受けなければならない。